

令和8年度の軽自動車税について

令和8年度の軽自動車税は、令和8年4月1日現在の所有者等に課税されます。
年度途中で廃車や名義変更をされても税金の還付はありません。

1. 原動機付自転車及び二輪車等の税率について

車種		種別	税率(年額)
原動機付自転車	第一種 一般原付	総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kw以下	2,000円
	第一種 一般原付 (新基準)	総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下	2,000円
	第一種 特定原付 ※	定格出力が0.6kw以下	2,000円
	第二種 乙	総排気量が50ccを超え90cc以下又は 定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円
	第二種 甲	総排気量が90ccを超え125cc以下又は 定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下	2,400円
	ミニカー	総排気量が20ccを超え50cc以下又は 定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下	3,700円
二輪の軽自動車 (※ボートトレーラー等の被けん引車を含む)		総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車		総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用		2,400円
	その他(フォークリフト等)		5,900円

※特定原付とは、電動機の定格出力が0.6kw以下・最高速度が20km/h以下・長さ1.9m以下・幅0.6m以下に該当する電動キックボード等の車両です。

2. 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の税率について

軽四輪車等の税率は、新車新規登録をした年月(初度検査年月)により異なります。お持ちの車の新車新規登録年月については、お手元の自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」欄をご確認ください。

区分		税率(年額)				
		平成27年3月31日以前に新車新規登録をした車	平成27年4月1日以降に新車新規登録をした車	新車新規登録後13年を超えた車(重課税率)		
軽自動車	三輪のもの(排気量660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上のもの (排気量660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※新車新規登録とは、自動車検査証の「初度検査年月」です。

※令和8年度に重課税率が適用されるのは、「**初度検査年月が平成25年3月以前**」の車両です。

※燃料が電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車のものは重課対象外です。

3. 軽四輪車等に係る軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)について、**取得の翌年度分(令和8年度分)に限り**、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を適用します。対象区分と税率については裏面を参照してください。

< 対象区分と軽減率 >

区 分		軽減率
軽四輪車等	乗用 自家用 ・ 営業用	電気自動車及び天然ガス自動車 概ね75%軽減
	乗用 営業用	ガソリン車及びハイブリッド車で 令和2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準90%以上達成 概ね50%軽減
	貨物用 自家用 ・ 営業用	電気自動車及び天然ガス自動車 概ね75%軽減

※天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの。または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。

※ガソリン車及びハイブリッド車は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの。または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの。

< 適用される税率 >

区 分			税率(年額)		
			概ね75%軽減 される車	概ね50%軽減 される車	
軽自動車	三輪のもの(排気量660cc以下)		1,000円	2,000円 乗用・営業用に限る	
	四輪以上のもの (排気量660cc以下)	乗用	営業用	1,800円	軽減なし
			自家用	2,700円	
		貨物用	営業用	1,000円	
			自家用	1,300円	

4. 納税には便利な口座振替をご利用ください

口座振替のWEBでの申込みができるようになりました。

※次の①・②に該当する口座が対象になります。

- ①紀陽銀行、南都銀行、池田泉州銀行、三十三銀行の口座
- ②普通預金でキャッシュカードをお持ちの個人名義の口座

詳しくは、和歌山市ホームページ(ページ番号:1055826)をご覧ください。

その他の金融機関(※)または紙による申込みをご希望の方は、金融機関の窓口でお手続きください。

※市税の口座振替の取扱金融機関は次のとおりです。

- 【全国の本支店で取扱い】 ・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・池田泉州銀行・南都銀行
・紀陽銀行・三十三銀行・関西みらい銀行・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行
- 【和歌山県内のみの取扱い】 ・和歌山県農業協同組合・なごさ信用漁業協同組合連合会
- 【和歌山市内のみの取扱い】 ・近畿産業信用組合・ミレ信用組合・和歌山県信用農業協同組合連合会

5. 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)について

軽自動車の車検時に納税証明書への提示は原則不要です。

※中古車の購入直後や、納付直後(納付日から1~2週間程度)などは軽JNKSで確認ができません。紙の納税証明書が必要となる場合があります。

お問合せ

課税に関する内容

納税・口座振替・車検(継続検査)用の証明書・軽JNKSに関する内容

詳しくは和歌山市ホームページをご覧ください。

市民税課 073-435-1035

納税課 073-435-1038



◀ 市税の納付場所・方法
ページ番号:1046233



◀ 口座振替のWEB申込み
ページ番号:1055826



◀ 軽JNKSについて
ページ番号:1046002